

介護福祉課（市役所1階 13番窓口）

項目	対象者	手続きの内容	必要なもの
転入	要介護認定を受けている方	認定引継ぎ手続きをしてください。転入後14日を過ぎると介護認定の引継ぎができませんので、ご注意ください。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類（顔写真付き以外のものは2点確認） <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 転入前の市町村で交付を受けた介護保険受給資格証明書（交付のない市町村もあります。） ※ 代理人申請の場合、委任状（介護福祉課にあります。介護福祉課HPからもダウンロードできます。）が必要です。
転居	被保険者の方 （65歳以上の方 ・第1号被保険者） （第2号被保険者 （40歳～64歳の方）で 被保険者証のある方）	住所変更の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類（顔写真付き以外のものは2点確認） <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ） ※ 送付先を変更される方は、送付先変更届出書を提出してください。本人が手書きしない場合は本人の認印が必要です。 ※ 代理人申請の場合、委任状（介護福祉課にあります。介護福祉課HPからもダウンロードできます。）が必要です。
転出	被保険者の方 （65歳以上の方）	資格喪失手続きを行ってください。 ※ 転入先が施設所在地の場合はお問い合わせください。	※ 要介護認定を受けている方には、受給資格証明書をお渡します。 <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類（顔写真付き以外のものは2点確認） <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 本人名義の口座番号のわかるもの（保険料の還付がある場合） ※ 代理人申請の場合、委任状（介護福祉課にあります。介護福祉課HPからもダウンロードできます。）が必要です。 新たな加入手続きについては、転入先の市町村でご確認ください。 認定引継ぎの申請は、新住所に住み始めた日から14日以内に行う必要があります。
世帯合併・世帯分離	被保険者の方 （65歳以上の方）	手続きが必要な場合があります。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類（顔写真付き以外のものは2点確認） <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 その他必要なものについてはお問い合わせください。
死亡	被保険者であった方 （65歳以上の方 ・第1号被保険者）	資格喪失の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類（顔写真付き以外のものは2点確認） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 死亡者のマイナンバーがわかるもの ※ 保険料の還付、高額介護サービス費等の支給がある場合は下記が必要です。 （相続人代表者と還付金等を受け取られる方が異なる場合は、委任状が必要です。） <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方の認印 <input type="checkbox"/> 死亡者と相続人代表者の方との関係がわかる書類（戸籍、火葬許可証等）
	被保険者であった方 （40歳～64歳の方 ・第2号被保険者で 被保険者証のある方）	資格喪失の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類（顔写真付き以外のものは2点確認） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 死亡者のマイナンバーがわかるもの